

令和元年度
津山市農業委員会
(9 月定例会議事録)

令和元年9月10日(火) 15時00分～
津山市役所東庁舎1階 E101会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介 |
| 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子 |
| 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | | |

欠席委員(1名)

2. 太田 裕恭

事務局(8名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |

議 事

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第39号 非農地証明願承認について

議案第40号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第41号 農用地利用集積計画の承認について

議案第42号 空き家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙のとおり

(15:00～)

事務局 長

それでは只今から、令和元年度9月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員19名中、18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、2番太田会長代理より欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会 長

はい。皆さんご苦労様でございます。

研修会に続いてということで、会議もよろしくお祈りいたします。

それでは、まず運営委員会の報告をお願いします。

山下 委 員 長

はい、先ほど開催されました第6回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会 長

はい、ありがとうございます。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。9番岡田委員さんと、10番松尾委員さん、よろしくお祈りいたします。それでは議事に入ります。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。

また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

誤植箇所の1点目ですが、3ページの農地法第3条の規定による許可申請承認についての申請番号1-6及び1-7、4ページの申請番号2-2につきまして、備考欄の記載が不十分でしたので、備考欄に、期間：令和2年2月1日から令和4年9月30日まで、賃料：5,000円/年を追記していただきますようお願いいたします。備考欄に、期間：令和2年2月1日から令和4年9月30日まで、賃料：5,000円/年の追記をお願いします。

誤植箇所の2点目ですが、7ページの議案第38号農地法第5条の規定による許可申請承認についての申請番号1-2番につきまして、現況地目並びに合計欄の記載が誤っておりました。現況地目を畑、合計欄を畑2筆370.00㎡と記載しておりますが、正しくは現況地目が田、合計欄が田2筆370.00㎡となりますので、現況地目を田、合計欄を田2筆370.00㎡へ訂正をお願いします。

また、9ページ、申請番号5-1につきまして、施設面積の記載が誤っておりました。施設面積を2,388.00㎡と記載しておりますが、正しくは2,438.00㎡となりますので、施設面積を2,438.00㎡へ訂正をお願いします。

誤植箇所の3点目ですが、10ページの議案第39号非農地証明願承認についての申請番号1-3につきまして、備考の記載を誤っておりました。備考に中村真也推進委員を記載しておりますが、正しくは廣野恒夫推進委員となりますので、推進委員さんのお名前を廣野恒夫推進委員へ訂正をお願いします。

以上、お手数ではございますが、よろしくお祈りいたします。

それでは、議案第36号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、加茂地区から2件、久米地区から2件、合計12件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、勝部の42歳男性から、同じく勝部の78歳会社役員の男性への、子から親への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、高野本郷の71歳の女性から、真庭市の81歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。真庭市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されており、真庭市農業委員会へ問い合わせたところ、譲受人には耕作放棄地等もないとのことでした。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、福田の69歳の男性から、同じく福田の53歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、福山市の54歳の男性から、池ヶ原の65歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、新田の93歳の女性から、同じく新田の69歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6、1-7についてですが、貸人、借人が同一のため一括して説明いたします。土地所有者の相続人外4名から加茂町公郷の30歳農業を営む男性への賃貸借設定です。期間、賃借料は備考欄のとおりです。土地の所有者は死亡となっており、相続は未登記となっております。相続登記完了後に申請するのが、通例ではありますが、この度は被相続人との関係を示す戸籍謄本、住民票、法定相続人全員からの承諾書の添付を受けており、この度の賃貸借権設定には差し支えないと判断しています。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日笠会長
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、岡山市南区の47歳、会社員の男性から、加茂町公郷の64歳、市議会議員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

続きまして2-2、加茂町桑原の86歳男性から、加茂町公郷の30歳、農業を営む男性への増反による賃貸借権設定です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日笠会長
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-2は沼の58歳無職の男性から、福田下の58歳主婦の女性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第36号の説明は5-1を除いて以上でございます。

日笠会長
事務局

はい、ありがとうございました。1-2、これは通作距離はいくらかな。

32kmと記載があります。

日笠会長

基本は40km以内ですが、これは大丈夫ということですか。来て耕作をしているということですね。

事務局

そう聞いております。

日笠会長
大山委員

それでは1-1から説明をお願いします。

1区大山です。1-1につきまして説明します。これは親子関係の贈与ということですが、子どもから親へということで、少し変わっておりますが、整理をするということで、草刈り等もされております。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

1-2ですが、来て百姓をしてますと聞いております。

1-3ですが、渡人が耕作できないということで、作ってもらうということです。

井家上委員

次、1-4。

4番井家上です。1-4ですが、受人の方が長い間、この土地を管理されてきたということで、ここで買ってほしいということです。問題ないと思います。

日笠会長	森委	長員	1-5ですが、親族間ですので問題ないと思います。 はい、ありがとうございました。次。 はい、14番長森です。1-6、1-7ですが、これは後ほど転用が出てきますが営農型の太陽光で、地元町内会長、水利組合とも話をしましたが、特段問題ないということです。
日笠会長	竹内委	長員	はい、次は加茂。 2-1でございますが、農業されておりますので問題ありません。 2-2ですが、受人は特に問題ありません。
日笠会長	植本委	長員	はい、次は久米。 はい、5-2について、きちっと管理されておりますし、推進委員さんからも問題ないと聞いております、以上です。
日笠会長			はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、5-1を除いて皆さん何かありますか。
日笠会長	*		ありません。
日笠会長	*		はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日笠会長	*		はい、賛成多数ということでありがとうございます。 《 大塚委員、退室 》
日笠会長			それでは事務局から説明をお願いします。
事務局（久米）			それでは、5-1の説明をいたします。これは長野県駒ヶ根市の55歳会社員の男性から、久米川南の43歳公務員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。 5-1の説明は以上です。
日笠会長			それでは地元の委員から説明をお願いします。
日笠会長			はい、16番植本です。問題ないと思います。
日笠会長			はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
日笠会長	*		ありません。
日笠会長	*		はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日笠会長	*		はい、賛成多数ということでありがとうございます。 《 大塚委員、入室 》
日笠会長			それでは議案第37号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（勝北）			それでは、議案第37号の説明をいたします。今回、津山地区から5件の申請です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・上高倉の畑、161㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は、上高倉にお住まいの72歳管工事業の男性です。現在使用している資材置場は、搬入経路が不便であるため、自宅に隣接し、市道から資材を直接搬入できる申請地に露天資材置場を設けるものです。転用にあたり、境界部分については、東面は玉石をつき、雨水排水については排水路により対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。高倉土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、1-2番・高野山西の田、534㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力35.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、高野山西にお住まいの58歳会社員の男性です。会社勤めをしております耕作することが困難となった申請地と、隣接地の倉庫屋根に一体的に太陽光発電パネルを設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦があり、雨水排水については自然浸透及び既設排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。山西水利連合

組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・二宮の田、1,274㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力33.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、二宮にお住いの73歳無職の男性です。後継者の予定が立たず、また、申請者自身の体力の衰えて耕作ができないことから、将来の事を考え、申請地を太陽光発電施設として管理するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦に囲まれており、雨水排水については自然浸透及び既設排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・福井の畑、455㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農家住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.9m程度の居宅1棟、露天農作業場、露天農機具置場、露天駐車場、進入路及び法面で、建蔽率は23%です。この件につきましては、議案第38号1-5番と一体的な事業計画となっています。転用事業者は、福井にお住いの63歳保育士の女性です。現在住んでいる自宅は狭小で、駐車スペースも十分確保できておらず、老朽化が進み耐震性能にも問題があることから、営農しながら利便性良く住まえる申請地に農家住宅を建てるものです。転用にあたり、境界部分については建築ブロック土留めや排水路を設置し、雨水排水については、新設排水路から既設排水路に接続し、生活排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・一宮の田、2,358㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、植林です。転用事業者は、沼にお住いの68歳医師の男性です。山に囲まれ日照時間も短く、猪被害もあることから、耕作に不向きな申請地にスギを植林するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、造成などは行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書と苗木の注文申込証明書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

15番高山です。1-1について説明します。表側は市道の拡幅に伴って分筆した時の残地、裏側にも市道が通っておりまして、地目は畑ですが除草管理状態で、転用については問題ないと思います。

日 笠 会 長
小 島 委 員
日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。太陽光ということで問題ないと思います。

はい、ありがとうございました。

次、これは二宮ですが、8日に推進委員さんと協議しましたが、問題ないということでした。

次、1-4。

井 家 上 委 員

はい、4番井家上です。これは事務局の説明のとおりで、本人さんの土地が445㎡ですが宅地にされる分の合計は738㎡ということで農家住宅にしたいということです。農地を沢山されているわけではないんですが、それなりに箱を置く場所とか、農機具を置く場所があるということで、問題ないと思います。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。次、1-5。

14番長森です。1-5についてですが、これは周囲がすべて山林化しておりまして、問題ないと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長
*
日 笠 会 長
事務局（津山）

はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第38号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第38号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転3件、賃貸借権設定4件、加茂地区から賃貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転2件、久米地区から所有権移転1件の計11件の申請です。議案書のページは、7ページから9ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・沼の田、549㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁、法面を設置し、雨水排水については、自然浸透と合わせ既存の水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・押入の田、370㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、店舗用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.4m程度の店舗1棟及び露天駐車場です。転用事業者は高野山西にお住いの38歳会社員の男性です。大阪のホテルの厨房に勤めていましたが、昨年帰郷し、実家近くで飲食店を営むため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北・東・西側は既存擁壁があり、南側には新設水路を設け、雨水排水については、溜桝を設けて水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽を通じて水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。押入上町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野山西の田、392㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、併用住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の居宅兼美容室1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、高野山西にお住いの51歳美容師の女性です。現在、アパートに居住しており、賃貸物件で美容室を営んでいます。将来のことを考えて、申請地に美容室兼居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁及びコンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、勾配を設け、溜桝に集めて既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・津山口の畑、2,115㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、一方に主たる事務所を置く一般財団法人で、主な事業は医療事業です。経営する病院の利用者及び従業員の増加により、駐車場が不足していることから、既存駐車場の隣接地である申請地を駐車場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存排水路があり、雨水排水については、申請地に表面を舗装して傾斜を設け、新設する排水路から既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・福井の畑、283㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農家住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.9m程度の居宅1棟、露天農作業場、露天

農機具置場、露天駐車場、進入路及び法面で、建蔽率は23%です。この件につきましては、先ほどの議案第37号1-4番と一体的な事業計画となっています。転用事業者は、福井にお住まいの63歳保育士の女性です。現在住んでいる自宅は狭小なうえ、駐車スペースも十分確保できておらず、老朽化が進み耐震性能にも問題があることから、営農しながら利便性良く住まえる申請地に農家住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については建築ブロック土留めや排水路を設置し、雨水排水については、新設排水路から既設排水路に接続し、生活排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・大篠の畑、1,434㎡の内0.19㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第36号1-6番と関連した事業計画となっています。転用目的は営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年10月1日から令和4年9月30日までです。転用事業者は、加茂町公郷に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は林業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大井手水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・大篠の畑、1,448㎡の内0.23㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第36号1-7番と関連した事業計画となっています。転用目的は営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年10月1日から令和4年9月30日までです。転用事業者は、加茂町公郷に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は林業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大井手水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 加 茂 ）

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町桑原の田、1,409㎡の内0.42㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。この件につきましては、先ほどの議案第36号2-2番と関連した事業計画となっています。転用目的は営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和元年10月1日から令和4年9月30日までです。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの69歳市議会議員の男性です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小淵下井手水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書、営農者の承諾書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番西中の田、487㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、西中にお住まいの35歳会社役員の男性です。自身が役員を努める会社の業績が順調に伸び、作業用車両駐車場や従業員駐車場が手狭となっていることから、隣接する申請地を貸露天駐車場として造成し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存の畦のほか、法面や側溝を設けることで対処し、雨水排水については新設する側溝から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西中下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

4-2番西中の田309㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造平屋建て全高6.6m程度の居宅1棟及び車庫兼倉庫1棟で、建蔽率は48%です。転用事業者は、西中にお住まいの35歳会社役員の男性です。現在両親と同居しておりますが、将来のことを考え、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロック擁壁により対処し、雨水排水については溜桝を通じて既存水路に流し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西中下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・坪井下の畑、1,791㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周囲の状況から第2種と判断しています。転用事業者は、中北上に本店を置く資本金の額500万円の株式会社で、主な事業は鉄工業です。事業の拡大に伴い、現工場において製品及び資材の保管場所が手狭になり、来客及び従業員駐車場も足りていないことから、申請地に倉庫、露天資材置場及び露天駐車場を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については擁壁を設置し、雨水排水については、自然浸透及び既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第38号の説明は以上でございます。

はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、1区大山です。1-1、沼ですが、住宅密集地でありますので問題ないと思います。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、次。

8番小島です。1-2について、場所は福山通運の前の旧道との三叉路ですが、問題ないと思います。

1-3について、旧道沿いですが問題ないと思います。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、次は1-4ですが、津山口の病院の駐車場で問題ないと思います。

4番井家上です。1-5ですが、議案37号、1-4と同様の案件で、問題ないと思います。以上です。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、次は1-6。

14番長森です。1-6について、地元町内会長、水利組合からも問題ないと聞いております。特段問題ありません。

1-7についても同様に問題ないと思います。以上です。

日竹日尾	笠内島	会委	長員	はい、次は2-1。 竹内です。2-1については特段問題ありません。以上です。
日植日	笠本	会委	長員	はい、次は勝北。 7番尾島です。4-1、4-2について、先ほどの事務局の説明のとおり問題ないと思います。
日	笠*	会	長	はい、次は久米。 16番植本です。先ほどの事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。では議案第38号に対して、皆さん何かありますか。
日	笠*	会	長	はい、それでは許可でよろしい方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。 それでは議案第39号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。
大	山	委	員	1区大山です。1-1について、場所は総社ですが、平成20年頃から駐車場として利用していたということで、問題ないと思います。
日小	笠島	会委	長員	はい、次。 8番小島です。1-2について、写真を見てもらったらわかりますが、平成16年の台風で復旧工事の時に資材を置いたまま、今に至るということで、問題ないと思います。
日井	笠家上	会委	長員	はい、次は1-3。 4番井家上です。1-3ですけれども、これは和牛を飼っておられまして、牛舎の横で子牛の運動場等にされているということです。高齢ですが、もうしばらくは続けるつもりだということで、問題ないと思います。 1-4、瓜生原ですが、平成元年頃から自宅の隣を庭にされたということです。 1-5ですが、これも昭和49年頃に自宅を建てられたまま、転用をしてなかったということです。
日池	笠田	会委	長員	はい、次は田邑。 3番池田です。これはこの間高畑推進委員と見に行ったんですが、書いてあるように昭和45年頃に家を建てたということで、どうしようもありません。
日長	笠森	会委	長員	はい、次は1-7。 14番長森です。1-7、大篠でございますが、備考欄に書いてありますように昭和50年代に家を建てられたということで、分筆も終わりましたので申請するという事です。よろしくをお願いします。
日植	笠本	会委	長員	はい、次、5-1。 16番植本です。5-1についてですが、利用状況にありますように昭和63年頃に宅地として車庫を建てたということです。問題ないと思います。 5-2につきましては、太田代理より問題ないと聞いております。
日	笠*	会	長	はい、それでは議案第39号について筆頭者からの説明がありました。許可と思う方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日井	笠家上	会委	長員	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第40号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
日長	笠森	会委	長員	4番井家上です。自分では譲っていたと思っていた土地が残っていたということで、手入れもせずに原野になっているということです。河辺の旧道の近くの山の中で、あのあたりと見ることは出来ますが、踏み入ることは出来ませんでした。以上です。
日尾	笠島	会委	長員	はい、次は1-2。 14番長森です。1-2、大篠ですが、中井委員と見に行きましたが、山林化しております。以上です。
日尾	笠島	会委	長員	はい、次。 7番尾島です。昭和60年頃から大阪に出ておられまして、それっきり耕作されておられません。やむを得ないと思います。以上です。 4-2、4-3、4-4ですが写真のとおり、荒れております。役場で調べた

				ところ、津山市の街中が浸かった当時に、もうこの様子だったということで、復旧は不可能だと思います。
日	笠	会	長	はい、次。
植	本	委	員	16番植本です。5-1については完全に山の中で現地まで行けない状況です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第40号に対して筆頭者の方から説明がありましたが、皆さん何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
事	務	局		議案第41号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
				議案第41号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。
				議案書のページは、16ページから18ページです。16ページに集計表を載せております。
				今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区1件、勝北地区2件、久米地区4件、の計7件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第41号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
		*		はい。
日	笠	会	長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
事	務	局		議案第42号空き家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて上程します。事務局説明願います。
				失礼します。議案第42号について説明します。以前よりご協議を頂いております空き家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて、実際に申請書の提出がありましたので、記載の土地について、3条の許可の要件である下限面積の引下げについて、別段の面積を設定するものです。農地法3条の予定をされる方からの申し出を受けておまして、地元担当の農業委員、新規就農担当の農業委員さんに面談を行っていただいております。右側にありますように、別段の面積を1aとしております。ご審議をよろしくお願いいたします。
日	笠	会	長	これは前から話のあった分で議案に上がってきております。これは承認いただけますか。
		*		《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
事	務	局		報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。
				報告第11号について説明します。議案書のページは20ページです。
				今回は、相続によるものが1件10筆となっております。
				また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
				その他詳細は議案書のとおりです。報告第11号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
				議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	それでは事務局からお願いします。
事	務	局		事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、10月の定例委員会ですが、10月10日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、10月の定例委員会ですが、10月10日木曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。
				運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください

日 笠 会 長	い。 事務局からの連絡は、以上でございます。
山 下 委 員 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
*	失礼します。本日は研修会、定例会と大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 お疲れ様でした。

(1 6 : 0 0 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
